

**簡易的環境影響評価書についての意見及び事業者の見解**

意見者番号	意見番号	意見の概要	事業者の見解
1	1-1	<p>山田町を中心に半径 1 km以内に、山田太陽光発電所 (9.3ha)、足見川メガソーラー (98.1ha)、パワープラント四日市山田 (19.7ha) の3ヶ所の大型太陽光発電所ができます。この3ヶ所すべてが造成されると、127.1haになります。とてつもなく大きな造成地です。今まで以上に自然環境の悪化が心配されます。山田町の半径 1 kmに太陽光発電所が多すぎる。この無気質なパネルは人を不安にさせる。それ故、ストレスが多くなる。住民の心の安心・安全をどのように対策されますか。</p>	<p>山田町に太陽光発電所が集中する事は存じておりますが、これらを鑑み、当計画においては、開発面積約 19.8ha の内、外周に残置森林として約 5.0ha (25.3%) を確保し、土地の改変部分の約 3.1ha (15.6%) を緑地化するなど、最大限自然環境の保全に努めます。</p>
	1-2	<p>山田町において、サクシードさんの太陽光発電所の事業面積は、29ha 以上に及びます。この 29ha・山田町より半径 1 km以内では企業姿勢としては簡易的環境影響評価ではなく、環境影響評価をすべきです。防災・環境保全・景観保の配慮がまったく感じられません。法律いっぱいの所で面積をおさえ、サクシード優先・利益優先がみて、四日市市民・山田町町民の自然環境を破壊します。もっと住民によりそった評価書にしてください。</p>	<p>四日市市山田町内には、本事業を含めて 2 つの太陽光発電事業が計画されていますが、これらは事業主体が異なり、各々の事業計画に基づき実施されている別事業であることから、本事業では三重県環境影響評価条例に基づき簡易的環境影響評価を行っております。</p> <p>また、本事業では、防災上の安全確保として、工事中の仮設沈砂池の設置や急斜面における斜面安定工事、法面等の緑化、調整池の設置等の治水対策を行う計画としております。また、事業実施区域の周囲には約 5.0ha (25.3%) の森林を残すとともに、自然環境や景観などへの影響に対しては各種環境保全措置を講じる計画としております。</p>

**簡易的環境影響評価書についての意見及び事業者の見解**

意見者番号	意見番号	意見の概要	事業者の見解
1	1-3	P11 防災計画が記されているが、落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等の自然災害に対する対策が書かれていません。対策を教えてください。（工事中及び稼働中）	<p>工事中は、落雷・洪水等の自然災害に対し、防災工事を先行して行い、自然災害に対処します。また、台風等の災害に対しては、気象情報を基に、防災施設の点検を実施し、緊急時に備えます。</p> <p>稼働中についても、落雷・洪水等の自然災害に対して、気象予報を十分把握し、施設監視員と主任技術者との連絡を密に行い、緊急時は関係各所と連携し災害処理に対応いたします。</p>
	1-4	パネル使用による夏場の今まで以上の温度上昇・冬場の今まで以上の冷えこみ、梅雨・台風・大雨時の雨による土砂災害、暴風・台風・突風等による樹木の倒木、パネルの飛散等が、今まで以上に危惧されます。この各々個別に対する対策はどうしようとしていますか。具体的に上げてください。	<p>土砂災害に対しては、切土及び盛土法面は開発基準に適合した法面勾配を遵守し、必要に応じ法面保護工を実施します。雨水対策としては、場内敷地に適切に排水路を設け調整池（仮設沈砂池）に導き、汚濁水の沈下を図り、土砂の場外への流出を防止します。</p> <p>飛散災害に対しては、パネルの設置状況を常時監視し、保守・補強に努め、パネルの飛散防止に努めます。</p> <p>また、倒木の恐れがある樹木については、伐採後、新たな植樹を行います。</p>
	1-5	残置森林の管理方法を工事中・稼働後に分けて示してください。	<p>工事中は、残置森林とする範囲を座標により管理し、ロープ柵等により区域分けを明確に行い、立入禁止とします。</p> <p>稼働後については、四日市市との残置森林維持管理協定に基づき、残置森林の植栽、保育等を行います。</p>

**簡易的環境影響評価書についての意見及び事業者の見解**

意見者番号	意見番号	意見の概要	事業者の見解
1	1-6	獣害対策を具体的にわかりやすく教えてください。	<p>今後、三重県、四日市市等の自治体と現状の獣害対策、対応についてヒアリングさせていただき、その方針や内容を参考に対策を実施します。</p> <p>基本的には、着工前に捕獲用の檻を設置し、猪等の絶対数を減らすことを実施してはどうかと考えております。</p>
	1-7	P16 工事の時間帯は、原則として 8:00～17:00 の予定  ↓ 8:00 では早すぎる。登校による交通事故をなくすため、工事開始時間を遅らせてください。	<p>朝夕の通勤・通学時は、地元車両を優先するとともに、工事車両及び搬入車両の運転者には、安全運転の社内教育を実施し、交通ルールを厳守させ、交通安全を徹底いたします。</p>
	1-8	建設機械からの騒音・伐採時の騒音は、予測の 69 dB以上と思われる所以、他の対策を示してほしい。（谷間などでよく響く。）	<p>建設機械からの騒音の予測については、その影響が大きくなる時期として、建設機械の稼働が民家寄りになり、かつ、その他の工事が最も重複する期間を対象に行いました。その結果、敷地境界線上における騒音レベルの予測結果は 69dB となり、建設作業騒音の規制基準を満たしております。</p> <p>なお、建設機械からの騒音の影響をできる限り低減させるため、作業待機時のアイドリングストップ及び建設機械の効率的な運用等の環境保全措置を講じます。また、工事中において不測の事態が生じた場合には、直ちに更なる環境保全措置の実施を検討いたします。</p>

**簡易的環境影響評価書についての意見及び事業者の見解**

意見者番号	意見番号	意見の概要	事業者の見解
1	1-9	P194 パワーコンディショナー・特高連系変電設備も 75・62 dBとなって いるが、9ヶ所が密集していて、谷間 なのでよく響く。どういう対策をしま すか。	<p>P194～195に示したとおり、パワーコンディショナー及び特高連系変電設備の騒音発生源の騒音レベルは75dB及び62dBであり、予測はパワーコンディショナー8台及び特高連系変電設備1台からの音を敷地境界線上にて合成して行いました。予測結果は、敷地境界線上における騒音レベルが37～48dBとなり、三重県条例に基づく基準を満たしております。</p> <p>なお、設備機器の稼働に伴う騒音の影響をできる限り低減させるため、低騒音型の設備機器の導入及び設備機器の定期的な点検・整備による環境保全措置を講じます。</p>
	1-10	土地の造成に伴う濁水の発生の影 韻の予測結果は、影響は小さいと予測 されているが、降雨時の濁水の見通し が非常に甘い。梅雨、台風時の濁水を 再検討願いたい。	梅雨や台風時の大霖が予想される場合には、事前に巡回や仮設沈砂池の土砂を取り除くなどの対処を行い、十分な沈砂機能を維持することにより濁水の流出の低減を図ります。
	1-11	P288～289 眺望点が遠すぎる。サ クシード側にたった資料はよくない。 住民サイドによる評価書にしてくだ さい。造成事業の正面にかえてくださ い。	<p>主要な眺望景観の眺望点については、環境影響評価では“不特定かつ多数の者が訪れる場所”とされているため、そのうち事業実施区域方面の眺望が見込める南部丘陵公園(北ゾーン)及び瑞雲山 安性寺を選定しました。</p> <p>事業実施区域の正面(直近)につきましては、主に耕作地が広がり、南側の一部には工業専用地域が隣接して いる環境であり、不特定かつ多数の者が訪れる場所には該当しないものと考え、選定しませんでした。</p>

### 簡易的環境影響評価書についての意見及び事業者の見解

意見者番号	意見番号	意見の概要	事業者の見解
2	2-1	<p>すでに行われた調査で重要種が確認されており、この地域で残されている貴重な環境を守るために、周辺で行われた大規模伐採などと併せて考えるところの事業がもたらす影響は小さくない。</p> <p>四日市市は市内で設置、計画されているこれらの林地を破壊する事業を総合的に考え、生息地を奪うこととの事業単独ではなく包括的に考え、今後の四日市としての環境保全策を考える必要がある。</p> <p>私は四日市出身のものとして、ホトケドジョウやトノサマガエル、カワセミといった将来を担う子供達にとって身近な自然環境を学ぶことのできる生物が生息する地域をどう残していくのかを考えてほしい。</p>	<p>自然との調和を図ることを一つの目的とし、簡易的環境影響評価を行い、行政、学識者、地元住民の方々からのご意見をいただきて、環境影響の低減に努めて参ります。</p> <p>生物にとって貴重な環境を守るために、事業実施区域内には約 5.0ha (25.3%) の残置森林を残すとともに、各種環境保全措置を講じることにより、周辺環境も含めた影響の低減に努めて参ります。</p> <p>今後も三重県及び四日市市などの相談や協力により、地域全体を通した環境保全に努めて参ります。</p>
	2-2	<p>ウスキムヨウランのような菌根菌に依存する植物は移植が大変困難であり、生息環境の変化によりその地域では全滅する可能性が高い。県によっては生息地を保護している取り組みもある。十分に検討されたい。</p>	<p>ウスギムヨウランの環境保全措置としては、移植による代償措置を予定しておりましたが、重要な生育地の一部を残置する、一部改変回避による措置について検討いたします。</p> <p>少しでも多くの生育株が残せるよう、土地利用計画の見直し検討に努めます。</p>

**簡易的環境影響評価書についての意見及び事業者の見解**

意見者番号	意見番号	意見の概要	事業者の見解
2	2-3	三重河川国道事務所によるとここは内部川の洪水浸水想定地区に大きな影響を与える地域となる。林地の破壊は単に植物による二酸化炭素の吸収と再生エネルギーによる二酸化炭素使用量の減少を計るのみだけでなく、林地の太陽熱吸收量や林地の持つ降水の吸収保全量も考えなければならない。	<p>本事業実施区域内の降水については、面的に水路を配置し、調整池へ流入させます。調整池は「三重県宅地等開発事業に関する技術マニュアル」に従った計画とし、さらに近年の豪雨への配慮として調整池容量に余裕を持たせた計画としております。したがって、現在より下流域への影響を緩和させる設計をしております。</p> <p>また、本事業実施区域の面積は約19.8haですが、そのうち約5.0ha(25.3%)は残置森林として残し、森林の改変（減少）を最小化するよう努めて参ります。その他、改変区域内においても約3.1ha(15.6%)を緑地化するとともに、切土・盛土法面等も可能な限り緑化することにより、林地の持つ太陽熱吸收量や降水の吸収保全量の確保に努めて参ります。</p>
	2-4	このエリアは鈴鹿山系への降水が地下を流れていることも十分に考えられる。下流エリアへの治水についても設置されてからでは取り返しがつかない。十分な検討をされたい。	ボーリング調査及び、施工に先立ち試掘調査により地下水位を確認し、地下水位以下に築造される構造物（調整池）については、通水孔等の設置により、下流エリアに与える影響を最小限度に抑えるよう努めて参ります。

**簡易的環境影響評価書についての意見及び事業者の見解**

意見者番号	意見番号	意見の概要	事業者の見解
3	3-1	<p>太陽光発電は、これからエネルギー源として大切なものと理解しております。ただ、一方で生物多様性や地域防災と調和のとれたものでなければ、持続可能なエネルギーとしての本来の意味をなさないものになってしまいます。</p> <p>その観点から2つの意見を述べさせていただきます。</p> <p>1. 建設予定地にウスギムヨウラン（ウスキムヨウラン）の群生地があることを簡易アセスメントの資料で拝見しました。</p> <p>ご存知のとおりこの植物は、三重県レッドデータブック(2015)では、絶滅危惧IB類、環境省レッドリストでは、準絶滅危惧種になっております。</p> <p>ウスギムヨウランは、常緑広葉樹の林床にみられるランで、菌に寄生する腐生植物で、移植はとても難しいことが知られています。四日市市内でも、別の施設建設をする場所で発見され、移植を試みられたことがあります、うまくいきませんでした。このことからもわかるように、移植での対応は現状では無理かと思います。是非多数の個体が見つかっている東部地区だけでも保存していただきたいと思います。御社のご英断を期待します。</p> <p>(実は、ホトケドジョウについても市内の他のメガソーラー予定地で、場所を移しての保全が試みられていますが、うまくいっていないようです。)</p>	<p>ウスギムヨウランの環境保全措置としては、移植による代償措置を予定しておりましたが、重要な生育地の一部を残置する、一部改変回避による措置について検討いたします。</p> <p>少しでも多くの生育株が残せるよう、土地利用計画の見直し検討に努めます。</p>

**簡易的環境影響評価書についての意見及び事業者の見解**

意見者番号	意見番号	意見の概要	事業者の見解
3	3-2	<p>2. 内部川流域には、御社の計画以外にもメガソーラーの建設が進んでいます。水害等の危険性は、小山田地区以上に内部地区での発生が危惧されます。御社の水害防止措置を中心に、内部地区での説明会を実施して下さい。</p> <p>誠意あるご回答をお願いします。</p>	<p>三重県環境影響評価条例に基づく説明会としましては、平成31年3月30日に小山田地区市民センターにて開催させていただきましたが、今後も地域住民の方々には事業の進捗状況に応じた説明会の実施など、十分な説明を行って参ります。</p> <p>なお、その一環としまして、内部地区での水害防止措置を中心とした説明会の実施についても検討いたします。</p>